

産業廃棄物処分委託基本契約書

収 入
印 紙

- ② 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ③ 上記②の場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条 (契約期間) (注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

1. この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。但し、1年間にわたり取引がない場合は、甲乙はそれぞれ契約が解除されたものとして取り扱うこととする。
2. この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、本書は甲、控は乙が保有する。

(協議事項)

1. 支払条件・その他

平成 年 月 日

甲

乙

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
株式会社 協和環境サービス
代表取締役 重信 秀俊

印

排出事業者: (以下「甲」という。)と、
処分業者 : 株式会社 協和環境サービス 江別事業所 (以下「乙」という。)は、
甲の事業場: から排出される産業廃棄物の
処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

[産廃]

許可番号 : 00140068713 (北海道)

事業の範囲: 埋立

(燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る) 廃プラスチック類(おおむね15センチメートル以下のものに限る)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず(おおむね15センチメートルのものに限る)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、ばいじん、がれき類、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む)

肥料の製造(発酵(動植物性残さ、動物のふん尿)以下余白

[特管]

許可番号 : 00180068713 (北海道)

事業の範囲: 埋立

廃石綿等

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種 類 : _____

数 量 : _____

単価(税抜) : _____

性状及び荷姿 : _____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注: 下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸 入 廃 棄 物 : 無

② 輸 入 廃 棄 物 : 有 _____

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : 株式会社 協和環境サービス 江別事業所

所 在 地 : 江別市江別太382番地1, 384番地1, 2

処 分 の 方 法 : 埋立

施設の処理能力 : 18, 851 m³、79, 491 m³

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名： _____	氏名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
住所： _____	住所： _____
許可番号： _____	許可番号： _____
都道府県・政令市： _____	都道府県・政令市： _____
事業の範囲： _____	事業の範囲： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - 産業廃棄物の発生工程
 - 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - 混合等により生ずる支障
 - 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - その他取扱いの注意事項

- 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があつた場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の「容器貼付ラベル」参照)
- 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
- 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (反社会的勢力の排除)

- この契約において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体
 - 前号記載の暴力団およびその関係団体の構成員
 - 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体又は個人
 - 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求行い、経済的利益を追求する団体又は個人
 - 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明する。
 - 自らが反社会的勢力でないこと
 - 自らが反社会的勢力でなかったこと
 - 反社会的勢力を利用しないこと
 - 取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと
 - 自らの財産及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと
- 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれか一に該当した場合、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

第13条 (契約の解除)

- 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。